

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊松山駐屯地  
第358会計隊長 村上 浩司

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6QGR1TD00330		6RMU1A10032 0001					
品名 または 件名							
松山（8）ばい煙測定検査							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
松山駐業				業務隊管理科			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
田村事務官 （515）				令和9年3月31日（水）			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊松山駐屯地第358会計隊 事務室

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない  
入札日時場所：令和8年5月28日（木）9時30分 入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

別紙のとおり

## 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」における等級D等級以上に格付けされており、四国地域の参加資格を有する者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)
- (8) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。ここでいう「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

## ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会計法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再正手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

## イ 人的関係にある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員は除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア又イに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

## 2 適用する契約条項等及び示す場所

- (1) 駐屯地用標準契約書の下記の条項を適用する。

ア 基本契約条項：役務請負契約条項

イ 特約条項：談合の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項

- (2) 契約条項等は、陸上自衛隊中部方面隊HP及び第358会計隊契約班窓口において閲覧(土・日曜、祝日を除く0900~1600)

## 3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格とするので入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には見積もった金額の110分の100を記載してください。

## 4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札、入札者が識別しがたい入札は無効とする。
- (2) 不当に価格をせり上げ、又はせり下げの目的をもって談合をなした者の入札
- (3) 他人の入札参加を妨害した者の入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態があった場合
- (5) その他、入札に関する条項に違反した入札

5 契約書

100万円以上は作成する。契約書記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

6 落札に関する事項

(1) 落札決定

入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、直ちにくじにより落札者を決定する。

(2) 違約金

落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収します。

7 代金の支払

代金の支払については履行終了後検査合格後、正当な請求書受理後、30日以内に支払う。

8 その他

(1) 入札参加希望者は、参加希望の旨を令和8年5月27日（水）17時までにて下記問い合わせ先へ連絡するとともに、資格審査結果通知書(写)及び入札参加受付票を事前に提出して下さい。（FAX送付可）

(2) 郵便による入札については、令和8年5月27日（水）17時担当者到着分までを有効とします。なお、郵便入札の場合必ず便着の確認（連絡先（8）参照）をお願いします。

(3) 入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。

(4) 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めません。

(5) 代表者以外での入札については、入札日に委任状を持参してください。

(6) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。

(7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊事務所にて閲覧するか中部方面隊HP調達情報、中部方面会計隊入札公告・結果、心得・契約書を閲覧して下さい。

(8) 入札に関する問い合わせ先

〒791-0245

愛媛県松山市南梅本町乙115 陸上自衛隊松山駐屯地

第358会計隊 担当：<sup>タダ</sup>多田

TEL：089-975-0911（内線347）

FAX：089-975-0099（直通）

(9) 仕様内容、現地確認に関する問い合わせ先

松山駐屯地業務隊管理科 <sup>タムラ</sup>田村（内線515）

本公告は、陸上自衛隊松山駐屯地第358会計隊  
及び陸上自衛隊中部方面隊HPに掲示



## 入札参加受付票

分任契約担当官陸上自衛隊松山駐屯地  
第358会計隊長 殿

- 1 入札件名：松山（8）ばい煙測定検査
- 2 入札日時：令和8年5月28日（木）09時30分
- 3 入札場所：陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊 入札室
- 4 入札参加希望業者等  
会社名、住所、代表者名、連絡先等

---

電話番号：\_\_\_\_\_

FAX番号：\_\_\_\_\_

担当者氏名等：\_\_\_\_\_

- 5 入札参加方法（該当欄に○印を）

持参	郵送

# 松山(8)ばい煙測定検査

名 称		松山(8)ばい煙測定検査			図面 番号	1/4
業務隊長	管理科長	営繕班長	ホィー係長	管 財	施設管理	担 当
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊管理科営繕班						

# 仕 様 書

調達要求番号	6RMU1A10032	作成部隊	松山駐屯地業務隊
役務件名	松山(8)ばい煙測定検査	作成年月日	令和8年5月

- 1 名 称: 松山(8)ばい煙測定検査
- 2 場 所: 愛媛県松山市南梅本町乙115(陸上自衛隊松山駐屯地内)
- 3 期 間: 契約締結日 ~ 令和9年3月31日
- 4 概 要: ばい煙発生施設の測定役務
- 5 内 容

施設名称	伝熱面積	燃料及び使用量	数 量	備 考
IHI呉ボイラー KMH-06A	38.8m <sup>2</sup>	A重油1種2号 250.5L/h	2基	2基×2回測定

- 6 提出書類: 測定結果報告書(作業完了後速やかに)

工程表 2部  
着手届 2部  
完了届 2部

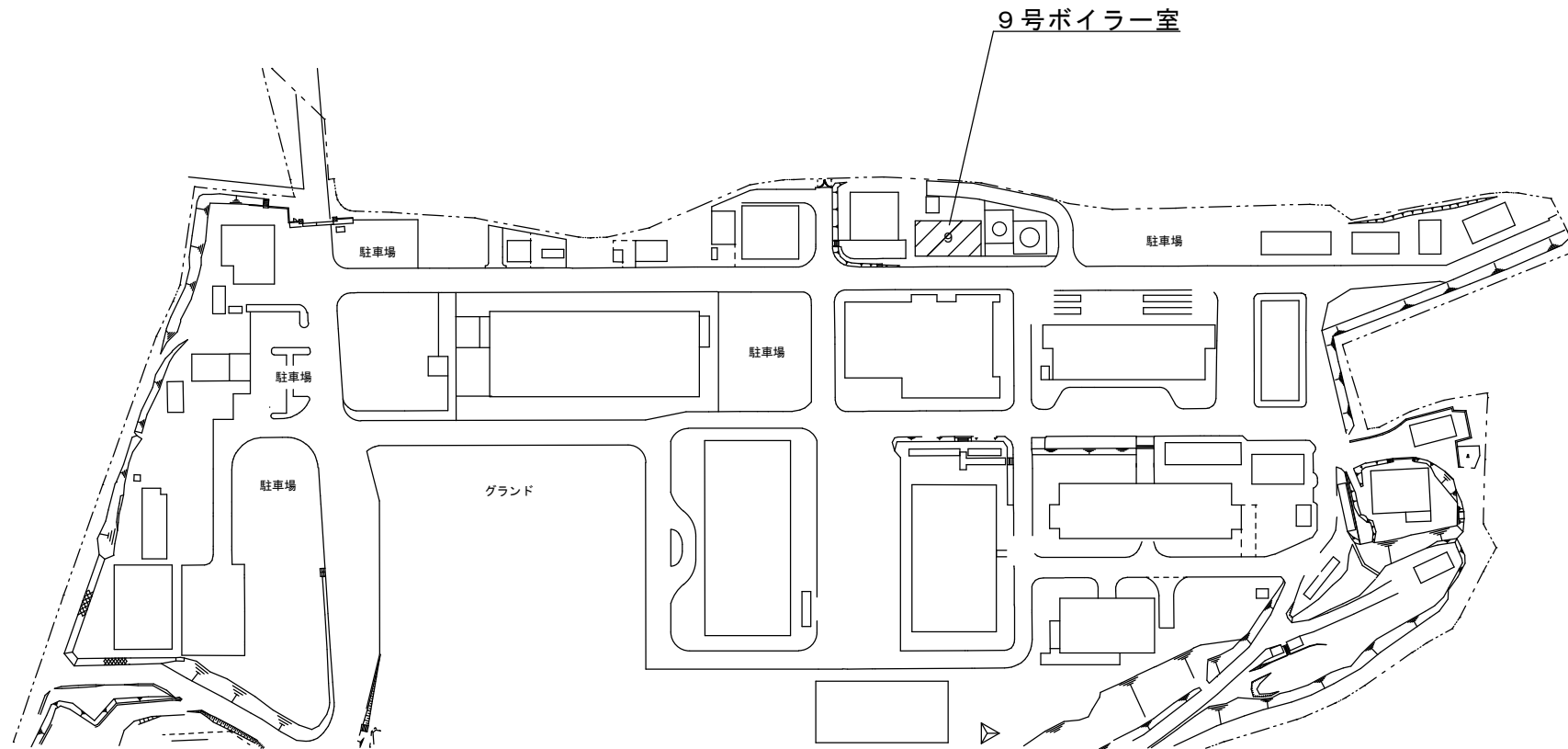
- 7 測定基準

- (1) 硫黄酸化物に係るばい煙量の測定は、大気汚染防止法施行規則第15条の1第1項に基づき、JIS K 0103に定める測定方法により行うこと。
- (2) ばい塵に係るばい煙濃度の測定は、大気汚染防止法施行規則第15条の1第2項に基づき、JIS Z 8808に定める測定方法により行うこと。
- (3) 有害物質に係るばい煙濃度の測定のうち、窒素酸化物は大気汚染防止法施行規則第15条の1第4項に基づき、JIS K 0104に定める測定方法により行うこと。

- 8 検 査: 完了後検査官による検査を実施し、合格をもって完了とする。

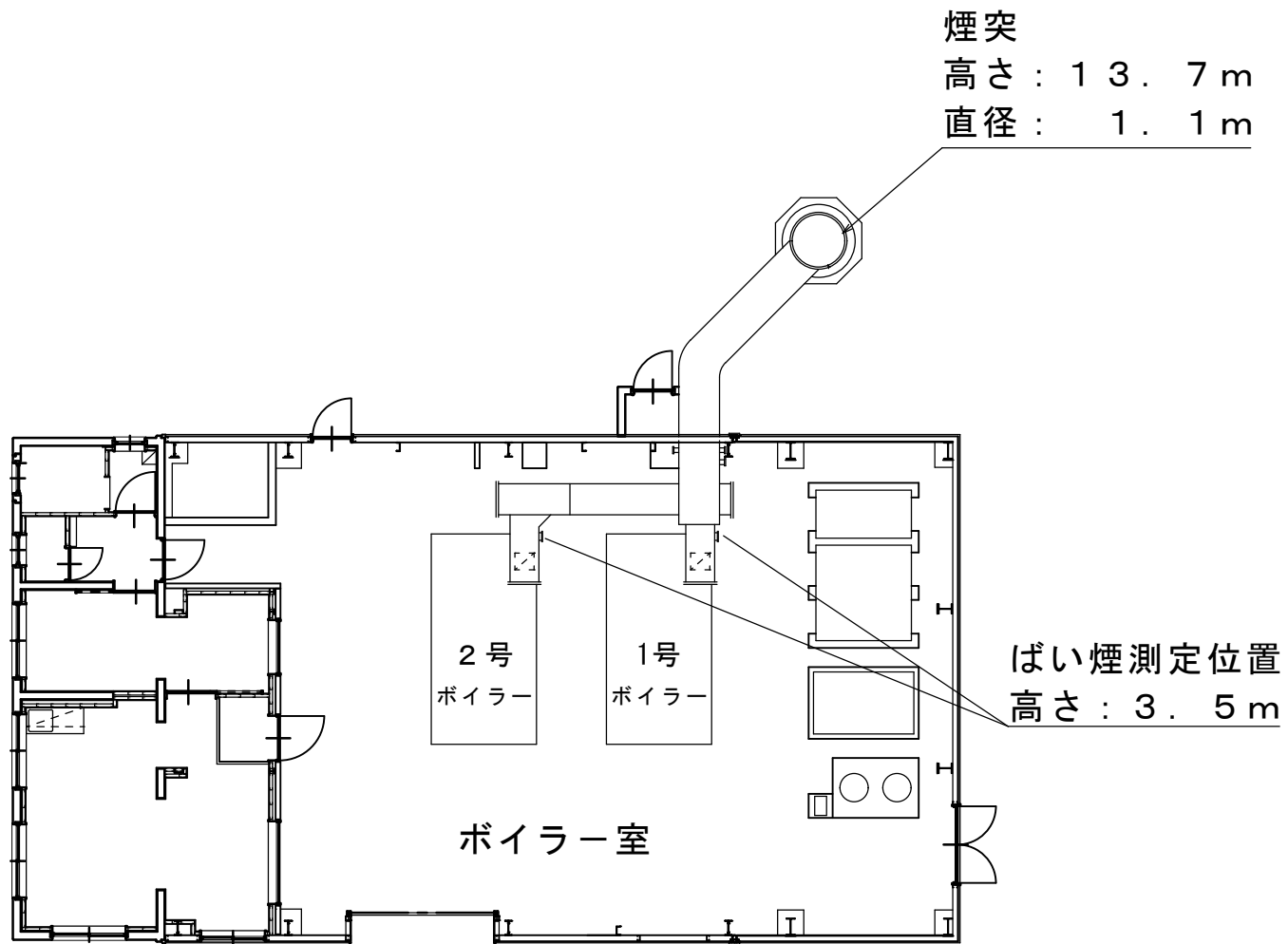
- 9 特記事項

- (1) 1・2号機の1回目の測定は7月下旬、2回目の測定は2月上旬とし、細部日程は担当官との協議によること。
- (2) 測定結果報告書は、各作業完了後速やかに作成し提出すること。
- (3) その他不明事項は、担当官の指示によること。



駐屯地配置図

件名	松山（8）ばい煙測定検査		
縮尺	1 : 2500	図面番号	3 / 4
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊管理科営繕班			



ボイラー室平面図

件名	松山（8）ばい煙測定検査		
縮尺	1:200	図面番号	4 / 4
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊管理科営繕班			



